



平成 23 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 川 本 産 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 川 本 武  
コ ー ド 番 号 3 6 0 4  
上 場 取 引 所 東 証 ・ 大 証 ( 市 場 第 2 部 )  
本 社 所 在 地 大 阪 市 中 央 区 糸 屋 町 2 丁 目 4 番 1 号  
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 管 理 本 部 長 佐 々 木 功 雄  
T E L ( 0 6 ) 6 9 4 3 - 8 9 5 1

## 内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に関し、経営方針および経営戦略に関わる重要事項についての審議を行い、執行決定をする主要な機関が取締役会であることを明記するため、一部改訂を決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、改訂箇所は下線で示しております。

### 記

#### 1 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は常に法令および定款遵守を念頭において行動し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令および定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令および定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告することとする。

#### 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」に基づき、議事の経過の要領およびその結果として議事録に記載または記録し、所定の手続きを経た上で、当会社本社に 10 年間備え置くものとし、その他の重要な事項は、「文書管理規程」に基づき保管および管理することとする。

### 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、経営リスクへの適切な対応を行うとともに、万一経営リスクが発生した場合の影響を極小化することに努めるため、「経営リスク管理規程」を定め、経営リスク管理システム管理責任者を決定し、当責任者は経営リスク管理に関する計画策定・実施および継続的改善、また外部の機関との連絡・連携等、経営リスク管理システムに係るすべての構築および維持を行うものとする。
- (2) 危機管理体制の基礎として、「危機管理規程」を定め、不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。
- (3) 今後、さらに潜在的な経営リスクの洗い出しを行い「リスク識別表」を作成・管理し、影響度・緊急性・常用度を測定の上で、対応策の協議を行い、一層の経営リスク管理体制の強化に努めるものとする。

### 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、経営方針および経営戦略に関わる重要事項について、審議を経て執行決定を行う機関として取締役会を開催する。月1回の定時開催に加えて、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

### 5 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、企業として社会的責任を果たすため遵守すべき基本的な事項を「行動規範」に定め、運用することとする。
- (2) 内部監査部門として執行部から独立した内部監査室を置き、業務監査とともにコンプライアンスに関する監査を行い、使用人の法令および定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および代表取締役へ報告することとする。
- (3) 取締役は当社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- (4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制は、通常業務体制の報告経路から独立した体制として、総務部長を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、「内部通報制度運用規程」に基づきその運用を行うこととする。
- (5) 監査役は当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

- 6 監査役の職務の補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役の職務を遂行する上で補助すべき使用人が必要な場合は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。 監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
  - (2) 監査役補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。
- 7 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。
  - (2) 社内通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- 8 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に定める「内部統制報告書」の提出のため、有効かつ適切な内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法およびその他の関係法令等に対する適合性を確保するものとする。

以上